

平成22年7月9日

第2195号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目 次

規 則

○秋田県空港管理条例施行規則の一部を改正する規則（34・港湾空港課）	1
------------------------------------	---

告 示

○保安林予定森林の指定通知（340・森林整備課）	1
○都市計画事業の変更の認可の告示があった旨の公告（341・下水道課）	2
○電線共同溝を整備すべき道路の指定（342・道路課）	2
○建設業の許可の取り消し（343・北秋田地域振興局総務企画部）	2
○建築基準法による道路位置の指定（344・北秋田地域振興局建設部）	3
○保安林の指定の解除（345・山本地域振興局農林部）	3
○道路区域の変更及び供用開始（346・秋田地域振興局建設部）	3
○建設業の許可の取り消し（347・仙北地域振興局総務企画部）	4
○建設業の許可の取り消し（348・雄勝地域振興局総務企画部）	4
○道路区域の変更（349・雄勝地域振興局建設部）	4

公 告

○条件付き一般競争入札の実施（総合防災課）	5
○公の施設の指定管理者の募集（地域活力創造課）	7
○公の施設の指定管理者の募集（農畜産振興課）	9
○公の施設の指定管理者の募集（水産漁港課）	11
○土地改良区の役員の退任及び就任の届出（山本地域振興局農林部）	13

規 則

秋田県空港管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年七月九日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

秋田県規則第三十四号

秋田県空港管理条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県空港管理条例施行規則（昭和五十六年秋田県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表六の項中「秋田空港」の下に「又は大館能代空港」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

秋田県告示第340号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定に基づき、告示する。

平成22年7月9日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 保安林予定森林の所在場所 由利本荘市滝字穴沢37（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林整備課、由利地域振興局農林部及び由利本荘市役所に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第341号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による都市計画事業の変更の認可の告示があったので、同法第66条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年7月9日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 都市計画事業の種類及び名称

昭和62年建設省告示第177号大館都市計画及び比内都市計画下水道事業米代川流域下水道（大館処理区）

2 施行者の名称

秋田県

3 事務所の所在地

(1) 秋田市山王四丁目1番1号 建設交通部下水道課

(2) 北秋田市鷹巣字東中岱76番1号 北秋田地域振興局建設部

4 事業地の所在

(1) 収用の部分 変更なし

(2) 使用の部分 変更なし

秋田県告示第342号

電線共同溝の整備に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定したので、同条第4項の規定に基づき、公示する。

平成22年7月9日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

道路の種類	路 線 名	区 間
主要地方道	秋田岩見船岡線	秋田市手形山崎町184番2から秋田市手形山崎町111番1までの上り線
		秋田市手形山崎町184番2から秋田市手形山崎町111番1までの下り線

秋田県告示第343号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成22年7月9日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 処分をした年月日

平成22年6月28日

2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

株式会社片岡工務店

大館市豊町6番22号

代表取締役 片 岡 欽 悦

秋田県知事許可（般-19）第10586号

3 処分の内容

建築工事業及び大工工事業に係る一般建設業許可の取り消し

4 処分の原因となった事実

平成22年6月25日付けで建築工事業及び大工工事業に係る廃業等の届出があった。

このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

秋田県告示第344号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定に基づき、公告する。

平成22年7月9日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域

申請者の住所及び氏名	道路の位置の指定箇所	道路の延長	道路の幅員	指定年月日
北秋田市坊沢字深関街道下59 有限会社 ゴダイ 代表取締役 高杉 弘章	北秋田市鷹巣字南中家下15番の内、16番の内、15番地先水路の内	63.85メートル	6メートル	平成22年6月25日

秋田県告示第345号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次の森林について保安林の指定を解除する。

平成22年7月9日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

森 林 の 所 在 場 所					全 面 積		保安林面積実測 (ヘクタール)	保安林解除 面積実測 (ヘクタール)	指定の 目 的	解除の 理由
郡市	町村	(大字)	字	地番	台 帳 (平方メ ートル)	実 測 (ヘクタ ール)				
能代市		二ツ井	神明社	31番1	229	0.0229	0.0229	0.0229	風害の 防備	河川管 理施設 用地と するた め
〃		町小繋	〃	31番2	193	0.0193	0.0193	0.0193		
〃		〃	〃	32番1	75	0.0075	0.0075	0.0075		
〃		〃	〃	32番3	646	0.0632	0.0632	0.0632		
〃		〃	〃	34番1	705	0.0704	0.0704	0.0704		
〃		〃	〃	34番2	1,540	0.1540	0.1540	0.1540		

（「関係図面」は、省略し、農林水産部森林整備課及び山本地域振興局農林部並びに能代市役所に備え置いて縦覧に供する。）

秋田県告示第346号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成22年7月9日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域

道路の 種 類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県 道	旧	秋田北野田線	秋田市下北手松崎字岩瀬159番1地先から字岩瀬129番1地先まで	43.10～44.80	0.021
	新	秋田北野田線	〃	43.10～44.80	0.021

2 供用開始の期日 平成22年7月9日

3 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(1) 場所 秋田地域振興局建設部用地課

(2) 期間 平成22年 7 月 9 日から同月23日まで(秋田県の休日を含める条例(平成元年秋田県条例第29号)第 1 条第 1 項に規定する県の休日を除く。)

秋田県告示第347号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第 1 項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第 29条の 5 第 1 項の規定に基づき、公告する。

平成22年 7 月 9 日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日
平成22年 6 月24日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
高勇組
大仙市長野字小合田82番地 1
高 橋 勇
秋田県知事許可(般-22)第2490号
- 3 処分の内容
土木工事業及びとび・土工工事業に係る一般建設業許可の取り消し
- 4 処分の原因となった事実
平成22年 6 月24日付けで土木工事業及びとび・土工工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第 1 項第 4 号に該当する。

秋田県告示第348号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第 1 項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第 29条の 5 第 1 項の規定に基づき、公告する。

平成22年 7 月 9 日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日
平成22年 7 月 1 日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
木村商事有限会社
湯沢市桑崎字都町38番地
取締役 木 村 太 一
秋田県知事許可(般-19)第9884号
- 3 処分の内容
とび・土工工事業に係る一般建設業許可の取り消し
- 4 処分の原因となった事実
平成22年 6 月30日付けでとび・土工工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第 1 項第 4 号に該当する。

秋田県告示第349号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成22年 7 月 9 日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域

道路の 種 類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県 道	旧	下開清水 線	羽後町字大久保668番地先から217番 1 地先まで	13.00~18.50	1.487
	新	下開清水 線	羽後町字大久保668番地先から217番 1 地先まで	14.20~18.50	1.487

2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 雄勝地域振興局建設部用地課
(2) 期間 平成22年7月9日から同月22日まで

公 告

次のとおり特定調達に係る条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

平成22年7月9日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

(1) 委託名

衛星通信ネットワークシステム点検整備委託

(2) 委託場所

秋田市山王三丁目1番1号 県庁第二庁舎（統制局）他99か所

(3) 委託内容

秋田県総合防災情報システムの基幹となる衛星通信ネットワークであり、県本庁と各地域振興局、各市町村、各消防本部及び各防災関係機関との間で衛星無線通信を確保している秋田県防災行政無線の中核となる部分である。消防庁からの地震や津波に関する緊急連絡、さらには気象庁の発する気象警報などを迅速にこれら機関に送信し、災害を最小限度に食い止めるための緊急通信手段として使用しているほか、通常業務では電話、FAXとしても使用している。さらに、災害時の有線電話網が破壊された場合は、防災関係機関での唯一の通信網となる位置づけの性格を有しているシステムである。これらシステムの構成装置の点検整備を行い、システム全体の動作を確認、検証する。

(4) 委託期間

契約締結の日から平成23年2月28日

(5) 入札の方法

本委託は、入札参加資格確認申請、入札等の手続を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札システムによりがたい者（秋田県公共事業電子入札運用基準（以下「電子入札運用基準」という。）第8又は第9の規定により入札執行者が認めた場合に限る。）にあっては、紙入札方式によることができる。

2 入札参加資格

入札に参加する資格を有する者は、次のすべての要件を満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
(2) 秋田県の指名停止措置を入札参加資格確認申請期限の日から当該委託の入札の日までの間受けていないこと。
(3) 本委託の特性から以下の事項を満たすものであること。
 (ア) 点検時、技術者が常駐可能なこと。
 (イ) 不慮の事故の障害にも迅速に対応可能となるよう、通信機器の製造メーカーであること。
 (ウ) 他県などに同様のシステムの納入実績があること。
(4) 電子入札運用基準第3に基づく利用者登録を行っていること。

3 入札参加資格確認申請書等の提出等

- (1) 入札に参加しようとする者は、競争入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料（以下「入札参加資格確認申請書等」という。）を次により提出しなければならない。
 (ア) 提出書類等
 競争入札参加資格確認申請書（様式第一号）
 (イ) 提出方法
 電子入札システムによる。ただし、紙入札方式による場合（電子入札運用基準に基づき入札執行者が紙入札方式によることを認めた場合に限る。以下同じ。）は、秋田県総務部総合防災課計画・情報班に1部持参すること。
 (ウ) 提出期間
 平成22年7月12日（月）午前9時から同月20日（火）午後5時まで（サーバ停止時間を除く。）
 (エ) 用紙の配布
 電子入札システムの入札情報サービスによる。
(2) 入札参加資格の確認は、開札後に原則として落札者とするための確認を行う必要がある入札参加者（以下「落札候補者」という。）について行い、その他の者については確認は行わないものとする。
(3) 入札参加資格確認申請書等を提出した者は、当該申請書等を提出した後、落札者が決定されるまでの間において

入札参加資格を有しないこととなったときは、開札前にあつては入札辞退届を、開札後にあつてはその旨を記載した届出書を速やかに提出しなければならない。

4 設計図書等の閲覧

本委託に係る仕様書、図面、入札説明書、金額を記載しない内訳書、入札心得及び入札参加にあたっての留意事項（以下「設計図書等」という。）の閲覧は、次により行う。

- (1) 閲覧方法電子入札システムの入札情報サービスによる。
- (2) 閲覧期間

平成22年7月12日（月）から同月26日（月）まで

5 設計図書等に対する質問及び回答

- (1) 設計図書等に対する質問は、平成22年7月21日（水）までに電子入札システムにより行わなければならない。
- (2) 上記質問に対する回答は、平成22年7月23日（金）までに電子入札システムにより行う。

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金及び契約保証金

(ア) 入札保証金

規則第160条及び第161条の規定するところによる。ただし、規則162条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(イ) 契約保証金

規則第177条及び第179条に規定するところによる。ただし、規則第178条第1号または第2号に該当する場合は、免除する。

7 入札書等の提出等

- (1) 提出方法

電子入札システムによる。ただし、紙入札方式による者にあつては、秋田県総務部総合防災課計画・情報班に持参すること。

- (2) 提出期間

平成22年8月2日（月）午前8時30分から午後5時15分まで（サーバ停止時間を除く。）ただし、紙入札方式による者にあつては、(3)の開札予定時刻までに入札書を持参し提出するとともに、開札に立ち会わなければならない。

- (3) 開札予定時刻

平成22年8月3日（火）午前9時

- (4) 入札書に記載する金額

落札決定にあつては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (5) その他

(ア) 入札執行回数は、2回までとする。

(イ) 開札の結果、入札参加者が1名であった場合であっても、入札を執行するものとする。

8 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、入札価格が最も低い者を落札候補者とする。この場合において、入札価格が最も低い者が2名以上であるときは、電子入札運用基準第15に定めるくじの方法により順位を決定し、最上位者を落札候補者とする。

- (2) (1)の落札候補者について入札参加資格の確認を行い、資格を有することが確認された場合であつて次のいずれにも該当しないときは、当該落札候補者を落札者とする。

(ア) 落札候補者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき

(イ) 落札候補者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適當であると認められるとき

- (3) (2)によっては落札者が決定しなかった場合は、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、入札価格が当該落札候補者の次に低い者（該当する者が2名以上である場合は(1)後段の方法により最上位者を決定する。ただし、当該落札候補者がくじにより決定された者である場合は当該くじの次順位者とする。）を落札候補者とし、(2)の確認等を行うものとする。

- (4) 落札者が決定するまで、上記方法を順次繰り返すものとする。

- (5) 契約担当者は、(2)において入札参加資格を有しないことと決定したときは、資格なしと決定された理由を明らかにした資格確認結果通知書を当該落札候補者に通知するものとする。

(6) (5)の通知を受けた者は、当該通知の日の翌日から起算して2日（秋田県の休日定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、契約担当者に対して書面により資格なしと決定された理由についての説明を請求することができる。なお、(5)の通知を受けた者は、当該請求をしなかった場合にあっては、入札結果の公表が行われた日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に、契約担当者に対して苦情の申立を行うことができる。

9 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格がないことが確認された者のした入札
- (2) 開札日から落札決定の日までの間において、2に掲げる要件を満たさないこととなったことが確認された者のした入札
- (3) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札
- (4) 同一の入札について2名以上の入札者の代理人となった者の入札
- (5) 談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札
- (6) 入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正した入札
- (7) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (8) 記名押印を欠く入札（電子入札システムによる場合にあっては電子証明書を取得していない者のした入札）
- (9) 紙入札方式により入札書を提出した者のうち開札に立ち会わなかった者のした入札
- (10) 上記に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

10 その他

- (1) 入札に関する説明会及び現場説明会は実施しない。
- (2) 入札参加資格に関するヒアリングは実施しない。ただし、必要と認めた場合には説明を求めることがある。
- (3) 入札参加者は、設計図書等を熟知し、入札心得及び入札にあたっての留意事項を遵守しなければならない。
- (4) 落札決定から契約締結までの間において、落札者が2に掲げる要件を満たさないこととなった場合は、契約担当者は、当該落札者と契約を締結しないことができる。
- (5) 本公告に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令、規則及び秋田県条件付き一般競争入札実施要綱の定めるところによる。

11 問い合わせ先

- (1) 入札に関する事項
秋田県総務部総合防災課計画・情報班
秋田県秋田市山王三丁目1番1号 電話番号018（860）4567
- (2) 設計図書に関する事項
秋田県総務部総合防災課計画・情報班
秋田県秋田市山王三丁目1番1号 電話番号018（860）4567

Summary

- 1 Subject matter of Contract : Maintenance Service for a satellite communications network of Lascom
- 2 Contracting Period : From July 12, 2010 to July 20, 2010
- 3 Time limit for submitting tender : 9:00 August 3, 2010
- 4 Contact point for the notice : Disaster Prevention Division, Akita prefectural, sannou 3-1-1, Akita City, Akita prefecture, japan 010-8572 TEL 018-860-4567 (Japanese only)

県が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり募集する。

平成22年7月9日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 公の施設の概要

- (1) 名称及び所在地
秋田県ゆとり生活創造センター 秋田県秋田市上北手荒巻字堺切24番地の2
- (2) 設置目的
自由時間を利用した活動及びボランティア活動をはじめとする自主的な社会貢献活動を行う団体等に対し、これらの活動に関する情報及び研修の機会を提供するとともに、これらの団体等の交流その他の活動を支援し、もってゆとりのある県民生活の実現に寄与することを目的とする。
- (3) 規模等
木造、一部鉄筋コンクリート造、地下1階（工房棟）、平屋建、一部2階建（会議棟、昭和館【民家・蔵】）、

延床面積3,521.60平方メートル

(4) 主な施設

会議室、研修室、多目的工房、昭和館

2 指定管理者に行わせる管理の業務

(1) 使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務

(2) 施設及び設備の維持管理に関する業務

(3) 自由時間を利用した活動及び自主的な社会貢献活動に対する支援に関する業務

(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、秋田県ゆとり生活創造センター（以下「センター」という。）の管理に関し知事が必要と認める業務

3 管理を行わせる期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで（予定）

4 申請をする団体に必要な資格等

(1) 申請をする団体に必要な資格

県内に主たる事務所を有する法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。

(2) 申請をすることができない団体（代表者が次の事項のいずれかに該当する場合を含む）

ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、県が設置する公の施設の指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しないもの

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する団体で、その事実があった後2年を経過していないもの（同項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過していないものを代理人、支配人その他の使用人として使用する団体を含む。）

ウ 申請の日において、現に秋田県の指名停止措置を受けているもの

エ 申請の日において、破産手続、再生手続又は更生手続が開始されているもの

オ 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税を滞納しているもの

カ 役員のうちに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員を含むもの

5 申請の手続

(1) 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。

ア 指定の期間に係る年度ごとのセンターの事業計画書

イ 定款若しくは寄付行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類

ウ 申請の日の属する事業年度の前2事業年度に係る事業活動の概要を記載した書類、収支決算書、財産目録、損益計算書、利益処分計算書及び貸借対照表又はこれらに準ずる書類

エ 申請の日の属する事業年度の収支予算関係書類

オ 組織及び運営に関する事項を記載した書類（団体の組織図や業務執行体制等がわかるもの及び就業規則又はこれらに準ずる書類）

カ 役員名簿及び役員の履歴（氏名・生年月日・性別・学歴職歴等）を記載した書類

キ 指定の申請に関する意思の決定を証する書類

ク 類似施設における業務実績を記載した書類

ケ 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税について滞納がないことの証明書（申請書提出日前1月以内に交付されたもの）

コ その他知事が必要と認める書類

(2) 提出場所

郵便番号010-8570 秋田市山王四丁目1番1号

秋田県企画振興部地域活力創造課県民協働・県民運動推進班（電話番号 018-860-1245）

(3) 提出期限

平成22年9月8日（水）午後5時15分まで（必着）

なお、提出期限後における申請書又は添付書類の変更及び追加は、認めない。

6 選定の方法、基準及び時期

(1) 企画振興部指定管理者の候補者選定委員会において、次に掲げる基準に照らし最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定する。

ア 県民の平等な利用が確保されること。

イ 公の施設の設置の目的が効果的に達成されること。

ウ 効率的な管理が行われること。

エ 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。

オ アからエまでに掲げるもののほか、センターの設置の目的又は性質に応じ、知事が必要と認めて定める基準

(2) 選定は、平成22年10月中旬(予定)に行い、その結果については、書面により速やかに申請者に通知するとともに、ホームページにより公表する。

7 募集要項の交付

5(2)に掲げる場所で、秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第29号)第1条第1項に規定する休日を除き、平成22年7月9日(金)から同年9月8日(水)までの午前8時30分から午後5時15分まで交付する。

なお、郵送で交付を求める場合は、240円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒(定形外形形2号)を同封すること。

8 説明会

(1) 日時

平成22年7月27日(火) 午前10時から

(2) 場所

秋田県秋田市上北手荒巻字堺切24番地の2 秋田県ゆとり生活創造センター

(3) その他

説明会への参加を希望する団体は、説明会前日の正午までに9(9)に電子メール又はファクシミリで連絡すること。

9 その他

(1) 指定管理者の候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求めることがある。

(2) 指定管理者の候補者に選定された団体を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。

(3) センターの管理の業務に要する経費に充てるため、県が支払うべき費用が生ずる場合、年度ごとに予算の範囲内で指定管理料を支払う。

(4) 指定期間の予算総額は295,867千円を限度とする。

(5) 指定管理料の額については、指定の告示後毎年度締結される年度協定書により定める。

(6) センターの使用料は、県が自己の収入として収受するものとする。

(7) 県は、指定管理者による業務実施状況について確認を行うものとし、その結果について公表するとともに、指定管理者に必要な指示をすることがある。

(8) 詳細は募集要項による。

(9) 問い合わせ先

秋田県企画振興部地域活力創造課県民協働・県民運動推進班

(電話番号018-860-1245 ファクシミリ018-860-3873)

(E-mail chiikikatsuryokusouzouka-@pref.akita.lg.jp)

県が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり募集する。

平成22年7月9日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 公の施設の概要

(1) 名称

秋田県花き種苗センター観賞温室及び花の広場

(2) 所在地

秋田県潟上市昭和豊川竜毛字山ノ下1番地1

(3) 設置目的

花き生産の振興を図るため、「優良種苗の生産供給」「先進栽培技術、新品種の実証展示」等を行うほか、花きの消費拡大及び花きを観賞する機会を提供することを目的に設置する。

(4) 主な施設及び規模等

ア 観賞温室3棟、鉄骨ガラス造地上1階、延床面積約1,100㎡

イ 花の広場(芝生、花壇、池等)、約2ha

ウ トイレ2棟、鉄骨コンクリート造地上1階、延床面積約200㎡

エ 駐車場(芝生、アスファルト舗装)、約1ha

2 指定管理者に行わせる管理の業務

(1) 観賞温室企画展示及び維持管理に関する業務

(2) 花の広場の企画展示及び維持管理に関する業務

(3) トイレ及び駐車場の維持管理に関する業務

(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、秋田県花き種苗センター（以下、「センター」という。）の管理に関し知事が必要と認める業務

3 管理を行わせる期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで（予定）

4 申請をする団体に必要な資格等

(1) 申請をする団体に必要な資格等

ア 県内に主たる事務所を有する法人その他の団体であること。

イ 複数の団体が共同事業体を構成して申請する場合は次による。

(ア) 構成団体の全てが申請資格要件を満たすこと

(イ) 共同事業体の構成団体が、単体又は他の共同事業体の構成団体となって申請することはできない

(ウ) 共同事業体として申請する場合は、必ず代表となる団体を決定するとともに、協定締結の際は、共同事業体の構成団体全てを一括して協定の相手方とする

(エ) 指定管理者の候補者の選定後の協議は、代表団体を中心に行うこととなるが、協定に関する責任は共同事業体の構成団体全てが負うことになる

(2) 申請をすることができない団体

ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、県が設置する公の施設の指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない団体

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する団体でその事実があった後2年を経過していないもの（同項各号のいずれかに該当する者でその事実があった後2年を経過していないものを代理人、支配人その他の使用人として使用する団体を含む。）

ウ 申請の日において、現に県の指名停止措置を受けている団体

エ 申請の日において、破産手続き、再生手続き又は更生手続きが開始されている団体

オ 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税を滞納している団体

カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体

5 申請の手続

(1) 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。

ア 定款若しくは寄附行為及び登記簿の謄本又はこれらに準ずる書類

イ 申請の日の属する事業年度の前事業年度及び前々年度に係る事業活動の概要を記載した書類、収支決算書、財産目録及び貸借対照表又はこれらに準ずる書類

ウ 申請の日の属する事業年度の収支予算関係書類

エ 組織及び運営に関する事項を記載した書類（法人等の組織図や業務執行体制等がわかるもの及び就業規則又はこれらに準ずる書類）

オ 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税について滞納がないことの証明書（申請書提出日前1月以内に交付されたもの）

カ センターの管理に係る年度ごとの事業計画書及び委託料積算内訳書

キ 指定の申請に関する意見の決定を証する書類

ク 類似施設における業務実績を記載した書類

ケ 4(2)に該当しない旨の申立書

コ アからケまでに掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(2) 提出場所

郵便番号010-8570 秋田市山王四丁目1番1号

秋田県農林水産部農畜産振興課果樹・花き班（電話番号018-860-1804）

(3) 提出期限

平成22年8月26日（木）午後5時15分まで

なお、提出期限後における申請書又は添付書類の変更及び追加は、認めない。

6 選定の方法、基準及び時期

(1) 農林水産部指定管理者（候補者）選定委員会において、次に掲げる基準に照らし最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定する。

ア 県民の平等な利用が確保されていること。

イ センターの設置の目的が効果的に達成されていること。

ウ 効率的な管理が行われること。

エ 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。

オ アからエまで掲げるもののほか、センターの設置の目的又は性質に応じ、知事が必要と認めて定める基準。

(2) 選定は、平成22年9月下旬(予定)に行い、その結果については、書面により速やかに通知する。

7 募集要項の交付

5(2)に掲げる場所で、秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第29号)第1条第1項に規定する休日を除き、平成22年7月9日(金)から同年8月26日(木)までの午前8時30分から午後5時15分まで交付する。

なお、郵送で交付を求める場合は、140円切手をはった返信用封筒を同封すること。

8 説明会

(1) 日時及び場所

募集要項に記載する日時及び場所

(2) その他

説明会への参加を希望する団体は、事前に9(5)に連絡すること。

9 その他

(1) 指定管理者の候補の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求めることがある。

(2) 指定管理者の候補に選定された者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。

(3) センターの管理の業務に要する経費に充てるため、年度ごとに予算の範囲内で委託料を支払う。

(4) 詳細は募集要項による。

(5) 問い合わせ先

秋田県農林水産部農畜産振興課果樹・花き班(電話番号018-860-1804)

県が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり募集する。

平成22年7月9日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 公の施設の概要

(1) 名称

秋田県岩館漁港海岸休憩施設(以下「休憩施設」という。)

(2) 所在地

山本郡八峰町八森字和田表221番地

(3) 設置目的

漁港区域に係る海岸の利用の増進を図り、もってゆとりある県民生活の実現に寄与することを目的とする。

(4) 規模等

ア 構 造 鉄筋コンクリート造

イ 階 数 一部2階建て

ウ 延床面積 242.08平方メートル

エ 各階概要 1階 休憩ホール、シャワー室(温水8室、冷水2室)、便所(大11(うち身体障害者用1)、小1)

2階 管理人室

2 指定管理者に行わせる管理の業務

(1) 休憩施設及び設備の維持管理に関する業務

(2) その他知事が必要と認める業務

3 管理を行わせる期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで(予定)

4 申請をする団体に必要な資格

(1) 申請をする団体に必要な資格

県内に主たる事務所を有する法人その他の団体であること。

(2) 申請をすることができない団体

ア 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定により、県が設置する公の施設の指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しないもの

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号のいずれかに該当する団体で、その事実があった後2年を経過していないもの(同項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過していないものを代理人、支配人その他の使用人として使用する団体を含む。)

ウ 申請の日において、現に県の指名停止措置を受けているもの

エ 申請の日において、破産手続、再生手続又は更生手続が開始されているもの

オ 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税を滞納しているもの

カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体

キ 海岸法（昭和31年法律第101号）の規定に基づく海岸保全区域の占用その他の許可又は漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）若しくは秋田県漁港管理条例（昭和44年秋田県条例第16号）等の規定に基づく漁港施設の用その他の許可を取り消され、又は罰則を課せられた団体で、当該処分の日から起算して2年を経過しないもの

5 申請の手続

(1) 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。

ア 指定期間に係る年度ごとの休憩施設管理に係る事業計画書

イ 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類

ウ 申請の日の属する事業年度の前2事業年度に係る事業活動の概要を記載した書類、収支決算書、財産目録、損益計算書、利益処分計算書及び貸借対照表又はこれらに準ずる書類

エ 申請の日の属する事業年度の収支予算関係書類

オ 組織及び運営に関する事項を記載した書類（団体の組織図や業務執行体制等がわかるもの及び就業規則又はこれらに準ずる書類）

カ 指定の申請に関する意思の決定を証する書類

キ 類似施設における業務実績を記載した書類

ク 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税について滞納がないことの証明書（申請書提出日前1月以内に交付されたもの）

ケ その他知事が必要と認める書類

(2) 提出場所

郵便番号010-8570 秋田市山王四丁目1番1号

秋田県農林水産部水産漁港課 調整・振興班（電話番号018-860-1885）

(3) 提出期限

平成22年8月26日（木）午後5時15分まで

なお、提出期限後における申請書又は添付書類の変更及び追加は、認めない。

6 選定の方法、基準及び時期

(1) 農林水産部指定管理者（候補者）選定委員会において、次の基準に照らし最も適当と認める団体を指定管理者の候補として選定する。

ア 県民の平等な利用が確保されること。

イ 休憩施設の設置の目的が効果的に達成されること。

ウ 効率的な管理が行われること。

エ 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。

オ アからエまでに掲げるもののほか、休憩施設の設置の目的又は性質に応じ、知事が必要と認めて定める基準

(2) 選定は、平成22年10月中旬（予定）までに行い、その結果については、書面により速やかに通知する。

7 募集要項の交付

5(2)に掲げる場所で、秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する休日を除き、平成22年7月9日（金）から同年8月26日（木）までの午前8時30分から午後5時15分まで交付する。

なお、郵送で交付を求める場合には、140円切手を貼った返信用封筒を同封すること。

8 説明会

(1) 日時

平成22年7月30日（金）午後1時30分

(2) 場所

山本郡八峰町八森字和田表221番地 秋田県岩館漁港海岸休憩施設

(3) その他

説明会への参加を希望する団体は、9(5)に平成22年7月26日（月）午後5時15分まで連絡すること。

9 その他

(1) 指定管理者の候補の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求めることがある。

(2) 指定管理者の候補者を、県議会の議決を経て、指定管理者として指定します。

(3) 休憩施設の温水シャワーの利用料金は、秋田県岩館漁港海岸休憩施設条例（平成5年秋田県条例第35号）で定め

る基準額の範囲内で指定管理者が知事の承認を受けて額を定め、自己の収入として収受するものとする。

(4) 詳細は、募集要項による。

(5) 問い合わせ先

秋田県農林水産部水産漁港課 調整・振興班（電話番号018-860-1885）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、二ツ井白神土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成22年7月9日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 退任理事の住所及び氏名

能代市二ツ井町梅内字白岩悪戸山根78番地

安 井 操

山本郡藤里町矢坂字坂本23番地 1

菊 池 博 悦

能代市二ツ井町飛根字富根29番地

山 谷 啓 一

〃 〃 切石字大倉153番地 5

工 藤 定 光

〃 〃 字下野家後127番地11

田 口 修 一

〃 〃 飛根字富田317番地

日 沼 博 美

〃 常盤字町辺112番地

幸 坂 登

2 就任理事の住所及び氏名

能代市二ツ井町梅内字白岩悪戸山根78番地

安 井 操

〃 〃 字薄井62番地

秋 林 實

〃 〃 飛根字富根29番地

山 谷 啓 一

山本郡藤里町矢坂字坂本23番地 1

菊 池 博 悦

能代市二ツ井町切石字大倉153番地 5

工 藤 定 光

〃 〃 字下野家後127番地11

田 口 修 一

〃 〃 飛根字富田317番地

日 沼 博 美

〃 常盤字町辺112番地

幸 坂 登

〃 二ツ井町字比井野68番地

田 口 政 幸

〃 〃 種字与作沢出口21番地36

畑 山 幸 雄

〃 天内字新山林15番地

山 崎 久 敏

山本郡藤里町矢坂字林の後14番地

菊 池 信 一

能代市天内字新山林14番地 1

須 合 勝 治

〃 字轟68番地 2

高 橋 裕

3 退任監事の住所及び氏名

能代市二ツ井町字薄井27番地 1

松 岡 隆 春

〃 天内字新山林95番地

山 崎 哲 明

〃 二ツ井町字比井野68番地

田 口 政 幸

4 就任監事の住所及び氏名

能代市二ツ井町字薄井27番地 1

松 岡 隆 春

山本郡藤里町矢坂字坂本10番地

夏 井 忠 幸

能代市二ツ井町梅内字白岩悪戸山根12番地 2

斉 藤 幸 蔵

〃 常盤字町辺77番地

渡 邊 博

発 行 者 秋 田 県
購読料金 一ヶ月 3,675円(税込み)
印 刷 所 株式会社 松原印刷社

印 刷 者 松原 繁雄

秋田市山王四丁目 1 番 1 号

秋田市山王七丁目 5 番29号

電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005

URL <http://www.matsubarainsatsu.co.jp/>

秋田市山王七丁目 5 番29号